

■ JFS監査及び適合証明プログラム文書Ver.3.0、Ver3.1 対比表

JFS監査及び適合証明プログラム文書Ver3.0			JFS監査及び適合証明プログラム文書Ver3.1		
番号	項目	本文	番号	項目	本文
1.3	基準文書及び対象セクター	本プログラムにおいて組織を監査する基準文書とする規格及び対応するセクター及びサブセクターは付属表3の通りとする。	1.3	基準文書及び対象セクター	本プログラム、 及び組織を監査する基準文書 において、対象とする規格及び対応するセクター及びサブセクターは付属表3の通りとする。
2.2	組織構造	(2) JFSMIは、理事会の承認により、ステークホルダー委員会及び監査会社・研修コース承認委員会（以下、「承認委員会」という。）を設置する。承認委員会は、監査会社及び研修機関並びにその研修コースを審査し、承認、承認の一時停止、取消、更新を判断するための委員会。 JFSM事務局の設置に基づき、理事会が承認した次の委員で構成される。 (1) 食品及び食品原材料製造業の有識者 (2) 流通業の有識者 (3) 消費者の代表 (4) 認定もしくは認証の有識者 (5) 研修機関・食品安全、監査・研修 監査会社・研修コース承認委員会の設置及び運営については、「監査会社・研修コース承認委員会規程」に定める。 ステークホルダー委員会を本プログラムに定める目的に設置し、以下のステークホルダーにより構成される諮問機関。理事長が理事長の承認を得て任免する以下の委員で構成される。 (1) 食品及び食品原材料製造業の代表 (2) 流通業の代表 (3) 消費者の代表 (4) 監査会社の代表 (5) 研修機関の代表（必要な場合） (6) 食品安全の専門家 (7) 特定の課題に関する専門家（必要な場合、特定のセクターまたはサブセクターに係る技術的専門家）が、および／または関連事業者の代表者） 理事長または理事長の諮問に対して専門的助言を行うとともに、各委員が独立してステークホルダーとしての意見を述べ、ステークホルダー委員会の設置及び運営については、「ステークホルダー委員会運営規程」に定める。	2.2	組織構造	(2) JFSMIは、理事会の承認により、ステークホルダー委員会及び監査会社・研修コース承認委員会（以下、「承認委員会」という。）を設置する。 監査会社・研修コース承認委員会の設置及び運営については、「監査会社・研修コース承認委員会規程」に定める。ステークホルダー委員会の設置及び運営については、「ステークホルダー委員会運営規程」に定める。
2.3	基準文書の開発及び維持	(4) JFSMIは、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも毎年一本プログラムをレビューし、ステークホルダー委員会に対する諮問の上で、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、本プログラムの基準文書が最新のものであるか、ステークホルダーからの意見、質問及び苦情を考慮しているかを確認する。	2.3	基準文書の開発及び維持	(4) JFSMIは、マネジメントレビュー及び内部監査により、少なくとも毎年一本プログラムをレビューし、ステークホルダー委員会に対する諮問の上で、必要に応じて改定する。レビューにあたっては、 本プログラム、及び組織を監査する基準文書が適切な内容であるか 、ステークホルダーからの意見、質問及び苦情を考慮しているかを確認する。
3.1	監査会社の要件	(6) ISO19011:2018第4章（監査の原則）に基づき、監査員、判定員その他の監査業務に関わる委員が独立して公平な監査業務を行うための仕組みを確保していること。 (9) 監査及び適合証明業務を遂行するための手順を持っていること。手順には内部監査、マネジメントレビュー及び監査員・判定員の力量維持のための手順を含めること。	3.1	監査会社の要件	(6) ISO19011:2020第4章（監査の原則）に基づき、監査員、判定員その他の監査業務に関わる委員が独立して公平な監査業務を行うための仕組みを確保していること。 (9) 監査及び適合証明業務を遂行するための手順を持っていること。手順には内部監査、マネジメントレビュー及び監査員・判定員の力量維持のための手順を含めること。 内部監査及びマネジメントレビューは「内部監査・マネジメントレビュー手順」に従って実施する。
3.4	監査会社による届出・報告	「監査会社の体制変更」 所定の様式によりJFSMIへ届出。JFSMIによる確認後、JFSM-DBIへ入力。 「適合証明組織の取消、一部セクター取消」 JFSMIに所定の様式により通知 「適合証明の登録内容の変更」 JFSM-DBIへ入力の上、JFSMIへ報告	3.4	監査会社による届出・報告	「監査会社の体制変更」 JFSM-DBIへ入力の上、所定の様式によりJFSMIへ届出。 「適合証明組織の取消、一部セクター取消」 JFSMIに所定の様式により通知。 「適合証明の登録内容の変更」 JFSM-DBIへ入力。
3.9	適合組織からのフィードバック	監査会社は、監査終了以降に該監査組織から監査及び適合証明に関し、アンケート等によりフィードバックを得る仕組みを有しなければならない。	3.9	適合組織からのフィードバック	監査会社は、監査終了以降に該監査組織から監査及び適合証明に関し、アンケート等によりフィードバックを得る仕組みを有しなければならない。
4.1	監査及び適合証明の有効性	2月29日に監査を行った場合、適合証明書の有効期間は1年後の2月29日までとする。	4.1	監査及び適合証明の有効性	1月10日に適合証明書の有効期間 を行った場合、適合証明書の有効期間は1年後の 1月9日 までとする。
4.5	監査の実施	2 監査範囲（セクター・サブセクター、対象製品/対象種別（フードサービスの場合）等）	4.5	監査の実施	2 監査範囲（セクター・サブセクター） 「フードサービスについては【フードサービス種別】に該当する、対象製品/対象種別（フードサービスの場合）等」を削除
4.10	適合証明書の発行	(1) 監査会社は、初回監査において組織を適合と判定した時は、JFSM-DBIへ入力した上でJFSMIによる確認を経て適合証明書をその組織に対して発行する。適合証明の有効期間は4.11に促す。 (2) 代表監査員の氏名 ⑨ 判定員または判定委員会代表者の氏名	4.10	適合証明書の発行	(1) 監査会社は、初回監査において組織を適合と判定した時は、JFSM-DBIへ入力した上で、適合証明書をその組織に対して発行する。適合証明の有効期間は4.11に促す。 (2) 代表監査員の氏名（任意で、 監査員登録IDにて代替可能 ） ⑨ 判定員または判定委員会代表者の氏名（任意で、 判定員登録IDにて代替可能 ） ※判定員または判定委員の氏名をIDで代替する場合、登録IDで記載することが特許により事項に含められ、番号に併記すること。IDはIDから始まる5桁で表示すること。
4.11	適合組織の登録	(2) 監査会社は、適合組織から登録料を徴収し、JFSMIへ支払わなければならない。登録料はJFSMIが別に定める。	4.11	適合組織の登録	(2) 監査会社は、適合組織の登録料を、JFSMIへ支払わなければならない。登録料はJFSMIが別に定める。
4.12.3	適合組織の取消	(2) 監査会社は、適合証明の取り消しについて、理由を付して書面により当該適合組織及びJFSMIに通知しなければならない。	4.12.3	適合組織の取消	(2) 監査会社は、適合証明の取り消しについて、理由を付して書面により当該適合組織及びJFSMIに通知しなければならない。
4.14	適合証明書の登録事項の変更	監査会社は、適合証明書の登録事項の変更が必要と認められる場合には、JFSM-DBの登録変更を行った上で変更した適合証明書をJFSMIへ送付する。JFSMIによる確認を受けた上で、適合証明書の発行を行う。（3.4参照）。	4.14	適合証明書の登録事項の変更	監査会社は、適合証明書の登録事項の変更が必要と認められる場合には、JFSM-DBの登録変更を行った上で、適合証明書の発行を行う。（3.4参照）。
5.1	監査員・判定員の力量	(1) ⑧ 資料、記録をレビューして証拠を集める技能及び知識	5.1	監査員・判定員の力量	(1) ⑧ 資料、記録をレビューして証拠を集める技能及び知識
5.2	監査員の登録要件	(1) 初回登録 ① 監査員の候補者が、過去10年以内にJFSMIが承認した研修機関が実施する研修、またはJFSMIによる指定の研修を修了したことを確認すること。 もしくは、他の監査会社においてJFS規格の当該セクターの監査員として登録が有効となっていることを確認すること	5.2	監査員の登録要件	(1) 初回登録 ① 監査員の候補者が、過去10年以内にJFSMIが承認した研修機関が実施する研修、またはJFSMIによる指定の研修を修了したことを確認すること。 もしくは、他の監査会社においてJFS規格の当該セクターの監査員、または 認証機関においてJFS-C規格の当該セクターの審査員として登録が有効となっていることを確認すること
付属表2	指標事項への対応手順	重大不適合 原則として3か月以内の期間に適切な是正処置が講じられない場合は一時停止とする。 軽微な不適合 原則として3か月以内の期間内に適切な是正処置が講じられない場合は一時停止とする 是正完了は1年後の監査で確認しなければならない。	付属表2	指標事項への対応手順	重大不適合 原則として3か月以内の期間に適切な 修正処置の完了 、及び 是正処置の完了 が講じられない場合は一時停止とする。 軽微な不適合 原則として3か月以内の期間内に適切な 修正処置の完了 、及び 是正処置の計画 が講じられない場合は一時停止とする 監査会社は是正計画に基づき是正完了の状況を次の定期または更新監査において、確認しなければならない。
付属表3	基準文書及び対象セクター	JFS規格（フードサービス）セクター、JFS規格（フードサービス・マルチサイト）セクター、GM 基準文書及び対象セクター 一覧表	付属表3	基準文書及び対象セクター	G、GME記載を削除 「セクター」・「サブセクター名」を最新情報に更新
付属表4	適合証明の適用範囲、食品安全に係る登録料（監査員・判定員への要求事項）	表 C「セクター及びサブセクター」 表 C「水産食品加工」「海産」 表 C「水産食品加工」「海産」	付属表4	適合証明の適用範囲、食品安全に係る登録料（監査員・判定員への要求事項）	表 C「セクター及びサブセクター」 表 C「水産食品加工」「海産」を C IIに移動
付属表6	用語の定義	HACCPプラン Code> 食品衛生の一般原則 2020 日本食品衛生協会 2021 年初版より	付属表6	用語の定義	HACCPプラン 国際食品規格委員会Code> 食品衛生の一般原則2022 日本食品衛生協会 対訳版より

*この他、文書内での表記ゆれを各所修正。